

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

本山 芳男 鎌倉 和子

Toward constructing Inter-subjectivity between parents of abused children
and child guidance centers staff

Yoshio MOTOYAMA Kazuko KAMAKURA

キーワード：身体的虐待 ステップ・ファミリー 見立て 相互主観性 保護者支援

I はじめに

児童養護施設等で保育実習する学生の中には、施設職員との反省会の折に「何で保護者がいるのに子どもの養育をしないんだろう」という思いを投げかけられることがあるとよく聞く。その言葉の中には、保護者が本来すべき養育をしないことへの否定的な意味合いを含んでいる。本来、子どもの養育は第一義的には保護者が担っているが、それが出来ない、もしくは養育させることが不適切と判断されたときには、国、地方公共団体が保護者に代わって養育することになっている（児童福祉法第2条）。先の学生の発言の背景には、この条文を踏まえてのこととも考えることが出来る。また、不幸にして保護者の虐待で子どもが死に至り、新聞報道される時も、多くの方は、「なんてひどい親なんだろう」「育てたくないなら生まなきゃいいのに」と思うはずである。

しかし、虐待をしてしまう保護者を見ると、自身が虐待経験を持っている、精神疾患で周りとの不調和、そして貧困など様々な背景を抱え、そのさまざまな負の背景を誰からも補償されない結果として、子どもに対しての不適切な養育状況を生み出してしまうことがある。そして時として、子どもの特性（注意欠陥多動障害、アスペルガー障害などの発達障害等）が、保護者からの虐待行為を誘発してしまうこともある。

そのような児童虐待の援助の中核を担っているのが児童相談所である。その援助の一つとして、児童福祉法に基づく一時保護がある。それは虐

待が子どもにとって、心身に対する危険性がある、性的虐待のように被害の程度が大きく家庭で生活することは安全ではないと判断されたときにするものである。それは、出来ることなら保護者の同意を求めて行うことが望ましいが、児童福祉法の中では保護者の同意なくとも行うことが出来るものとされている。

ここでは、上記の理由で子どもを一時保護し、一時保護後に家庭復帰させた二事例を取り上げることとしたい。一事例は、問題が改善の方向に向かっているもの、もう一事例は、問題の改善が十分に図られず再保護、施設入所となった事例である。その二事例を比較し、児童相談所が様々な情報をもとに問題の所在をどうとらえたのか（見立て）と、その後に保護者が児童相談所との面接を通してどのように見立てを共有（共同関係の構築）したかをつまびらかにすることが今後の保護者支援につながるものと思われる。

II 事例とコメント

本稿は、個人情報に留意するという前提で県児童家庭課の了解のもとに事例提案者が作成し、それに対して本山がコメントしたものである。

1 事例1 概要

- (1) 主訴
養父からの身体的虐待
- (2) 家族構成

養父（会社員）、母（主婦）、本児

（3）虐待の状況

養父と同居を始めたころより、子どもが暴力を受けているのではないかと、学校と市役所が注意深く見守っていたケースである。今回、子どもの特性からくる不注意（電気を消し忘れる、大きな音を立てるなど）を叱責され、顔面を殴る、足で蹴るなどの暴力を受け、顔全体が青く腫れた状態で登校したことから、身体的虐待として一時保護を行う。暴力は養父が同居後まもなくから起きており、暴力に気づきながら母が止めることができていなかったことが分かった。

（4）児童の状況

発達は年齢相応である。他児とも友好的に関わりたい思いはあるが、自分の興味を優先しがちで、好きなことに入り込みやすい。周りからの声掛けに気づかないこともある。やや不注意の傾向がうかがわれ、そのため叱責を受けやすい可能性がある。養父の暴力は同居後に起こっており、養父はできないことを教えようとする意識であったが、本児の特徴から困難な課題を示されており、期待過剰があった。本児には虐待による心理的負荷がかかっており、神経症的な症状がみられている。

（5）養育状況

実父母は離婚し、母が子どもを引き取り養育をしていた。その後、養父と再婚し新たな家庭を築くことになり、養父は子どもと関係を築こうと、関わり方を探っていた。養父はその父母から体罰を含む厳しいしつけを受けてきた成育歴があり、叩いてしつけることは当たり前という認識であった。母もまた厳しいしつけを受けて育ってきており、暴力を肯定し子どもたちを叩いて、しつけを行っていた。養父はまじめな性格であり、子どもに養父が認める行動をさせたいと暴力を使いしつけようとしていた。母方、父方実家とも関係は良好とのことだが、他県に住んでおり日常的関りはなく、母は実家の支援を求めている。それでも必要に応じて育児支援もしてもらえる関係ではある。

（6）一時保護時の保護者の状況

一時保護についての連絡で母は「わかりました」と抵抗がない返答だった。母は保護された子ど

もがすぐ帰ってくると思っていたように見受けられ、比較的冷静な対応である。身体的虐待もおおむね認めていた。

① 保護者の虐待・不適切養育についての認識

来所当初は、しつけに暴力は必要と発言をする。母も「話だけでは解決できないことがあり、手を出すこともある。今回は当たり所が悪かっただけ」と発言し暴力を肯定する。自分たちから子どもへの暴力について考えることはできなかったが、今回の保護で児童相談所から暴力は不適切であると伝えられたことで、自分たちの養育の仕方が適切ではなかったと認め、話し合いの姿勢を見せるようになる。本児のけがの受診結果を伝えると、母は涙を流し、子を心配する思いは感じられた。

② 保護者の安全に対する問題意識

今回の本児のけがに母はショックを受けたという。以前から養父には、暴力をやめるよう伝えてきたが、変わらなかったと話す。暴力を容認してきたこと、また養父の暴力を擁護する発言もあり、母自身が意識していないが、夫婦の関係性が優先に考えられ、子どもが安心して暮らせることに配慮ができていない。

子どもが暴力を受け、顔を腫らした状態にもかかわらず、受診させず登校させたのは、学校に気づいて欲しかったというが、「ひどいケガじゃないから」と言われ登校させられたと本児が話しており、その時点で母は大きな問題とはとらえていなかった可能性がある。

③ 保護者の子どもの安全について問題解決する意識

家庭内で暴力を止める存在がおらず、エスカレートしていた。子どものけがが大きく突然一時保護という形で親子の分離がされ、保護者は強制的に子どもの安全を考えることになる。養父は暴力を振った後、「気まずくて、家にいられず外に出た」と語り、全面的に暴力肯定ではない面もみられる。

暴力はしてはいけないが、どのように子どもを育てるかのイメージできず、自分たちが対応を変えられるのか自信がないと言いながらも父母で検討し、安全を考えていく姿勢を示すようになる。

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

④ 児童相談所の指導への保護者の協力

家庭で一緒に生活したいこと、子どもを大事にしたい思いはあると両親は話す。養父は話し合いの中で姿勢を崩さず実直に、その解決のために児童相談所と話し合いをしていきたい、家庭養育で参考になることを教えて欲しいと援助を求めている。

(7) 問題改善の取り組みの中での保護者の状況

① 保護者の養育能力の変化

母は、養育に対し主体的に関わってきた。しかし、再婚後から養父が加わり、母と子どもとの関係も変化し、母は子育てをしてくれる養父への遠慮から、父母の関係の中では暴力を止めることができずにいた。暴力をしつくと認識することで父親がしつけてくれていると認め、暴力を容認していた。今回の子どものけがで、今までの子どもへのかかわりを見直すきっかけにはなった。

② 保護者の子どもの理解、愛着の課題の理解

保護者の今までの養育の振り返り、子どもを傷つけたことの受け止めが進み、親子関係を見直す準備ができたこと、子どもが親への恐怖心を少なからず減少させたことで、親子面会に進める。面会の前から母は涙ぐみ、養父は緊張した表情で子どもに対し痛い思いや怖い思いをさせてしまったこと、母が助けてこなかったことを謝罪する。子どもも涙を浮かべ聞いている。子どもは「お父さんがそういう気持ちになってくれた」と話し、父母が悪かったと認めてくれたことが伝わり、母は子どもが感じた苦しみに共感しているように見えた。子どもが日常の「当たり前のことできない」ことは自分に非があると自信を無くしていること、母に暴力から守ってもらえないため、母を信頼しきれない子どもの心配は、今後のかかわりの中で解決していくことになる。

③ 子どもの発達課題の把握、気持ちの理解

今まで発達の課題は見過ごされてきた。本児の特性からくる行動は、注意され叱責されてきた。本児がやろうと思ってもできないことがあること、日常の「当たり前のことできない」ことが自分に非があるからと自信を無くしていることなど、本児の受けた傷つきを受け止めて

いくための親の気づきを促していく必要はある。

④ 親子関係修復のための養育姿勢の変化

子どもの話を聞くこと、むやみに叱らない、母が中心になって子どもの話を聞く、養父は子どもとの距離を保ち、安全策をとる。親が行動面で養育を変えていく姿勢が検討された。

⑤ 親子面会に対する子どもの変化

子どもは面会を楽しみにしていた。父母は子どもが自分たちを怖がり面会を拒否しないか心配しながらの面会であった。父母から今までの暴力を涙ながらに謝罪されたことで、子どもが母にわかってもらえたと感じ、家庭に復帰し、家族と暮らしたいと話せる。面会後は表情が良くなる。安心を感じた様子である。

(8) 家庭引き取りを決定した理由

一時保護を通し、児童相談所と自分たちの子育てを一緒に考え、暴力でしつけの効果のないことを実感したこと、子どもの気持ちに目を向け、子どもを傷つけたことを認識できた。暴力によらない養育や、楽しい家庭を目指したいとし、改善姿勢がみられ、子ども、父母共に一定程度安心して家庭生活を送ることが可能であると、判断できたため家庭復帰を決定する。

(9) 家庭引き取り後の要保護対策地域協議会

① 保護者の支援体制

- ・当面、児童相談所が中心となって、保護者と児童の支援を継続していくこととする。

定期的な家庭訪問や来所面接を実施し、子どもへの関わり方、親の養育態度の変化、暴力の発現の確認を行い、子どもが安心して生活の継続を見守る。

- ・要保護児童対策地域協議会には虐待ケースとして、家族の変化などの情報の集約を行っていく。

② 児童の支援体制

- ・児童相談所が主体となって、通所面接、家庭訪問を行い、両親との関係性、暴力の再発がない安心した生活の確認、家庭での困り感など確認していく。

- ・関係機関 学校は、子どもの学校での適応の変化を確認、必要に応じたサポート、家族関係の変化の把握を依頼し、子どもの安全を見守る。

(10) 家庭引き取り後の経過

この見守り体制の中で、再発の情報はない。家族の安定を保ちながら養育されている。

2 事例2 概要

(1) 主訴 身体的虐待

(2) 家族構成

父(会社員)、養母(主婦)、本児

(3) 虐待の状況

本児に食事にかかわるこだわり、小食、偏食があり、父母はその改善を図ろうと、食事についてのルールを設け(時間内に食べる、早く食べる、きれいに食べる等)、工夫をしながら対応してきたが、効果が上がらず、次第に食べないことに対し罰を与えるようになる。その罰がエスカレートし、食べないことで暴力を受け、あざが顕著に確認されたことにより、一時保護となる。

(4) 児童の状態

学力はあり、登校状況は良好で、まじめであり学校生活は特に問題はない。幼児期から食にこだわりがあり、特定の物を好み、食感が悪いものは口にしない等見られていた。また初めて取り組むことには苦手であり、思い通りにならないとかんしゃくを起し、取り組みに時間がかかることもある。

実母とは幼児期に死別し、その後、父方実家で父、父方祖父母と同居していた。その時期を本児は楽しかったと語っている。養母の身体的虐待は、本児が食事に時間がかかる、こだわりや食の細さがある、やせ気味であることから、食事を摂らせ標準体形に近づけなければと頑なに考え始める。食べられない本児に苛立ちを感じた養母の「強制」的な関わりが始まる。「強制」されても食べることはできず、暴力を振るわれる。家庭での食事は苦痛なものになり、さらに食事摂取が減る。食べ物を捨てる、吐く行動で食事から逃れようとし、これがまた養母の行動をエスカレートさせ悪循環に陥っていった。父も養母の方針に、沿う形で関わり、本児の行動に対し、養母と同様に制裁・罰を加える対応となる。本児は「ご飯のことでいつも怒られる」「お

前が悪いといわれる」と話し、自分には味方がいないという孤独感、自尊心の低下、何をされるかわからない怯えや恐怖、虐待に対する怒り、養母への嫌悪感を抱くようになる。

(5) 家族関係

父は、実母と本児が幼児期に死別したため、父方実家に父子で戻り生活をし、養育は祖母に任せていた。本児が小学生になり、父は養母と再婚する。養母は精神的に不安定な面があり、以前から市は養育に心配がある家庭としてとらえ、養育の相談支援を行ってきていた。エネルギーがない印象だが、話し始めると多弁になるなど気分の浮き沈みがある。父方・母方祖父母は、健在であるが、養母が関係を作ることが苦手であるため、日常的支援は受けることはなかった。

本児の食に関する課題が、同居当初、養母の強い意気込みと熱心な働きかけで改善したように見えた。しかし食行動は元に戻り、次第に「食べる」ことに養母と父の関心が局限していき、食べさせるための施行錯誤が行われるようになる。本児の行動は、本児の「怠け」「反抗」ととらえられ、暴力を用いて変えようとし、次第にエスカレートしていった。父は、もともと本児の養育を養母に任せ養育に意見をすることはできない関係であった。

(6) 一時保護時の保護者の状況

身体的虐待があって保護をしたことを父母に伝えると父は頷いて聞いているが、養母は一点を見つめ、表情がなく、反応もない状態。しかし原因となった本児の困った行動の話になると饒舌になり、一気に話始め、話せたことが良かったと語る。一時保護について両親は納得する。

① 保護者の虐待・不適切養育についての認識

父は、暴力はよくなかったと話し、養母の暴力を止めることはできなかったと反省する。養母は暴力がよくなかった「ママが悪いことした」と認識はできたが、母子の関係の中でお互いが食に関して譲れないこだわりがあり、ヒートアップし冷静さを欠き、殴ったことは認め反

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

省を口にする。

② 保護者の安全についての問題意識

親は本児の行動が変わらないことで、困らされたという認識であり、問題行動をする本児の意見は受け入れてもらえず、さらに追い詰め、叩き続けていた。より強い暴力で子どもの行動が変わると考えていたが、親子分離され、冷静に考えられるようになっている。

③ 保護者の子どもの安全について問題解決する意識

子どもが保護されて家庭から離されたことで、喪失感があるという。本児のために問題となる行動を変えていく必要があると考えが基本的にはあるが、本児とどのように接するかわからず途方に暮れている印象である。

④ 児童相談所の指導への保護者の協力

家庭引き取りを目指し、話し合いには応じ、本児の問題行動について相談したいという意向はある。

(7) 問題改善の取り組みの中での保護者の状況

① 保護者の養育能力の変化

養母は自分の養育の方法にこだわり変化はしにくい。父は、暴力によらない子育てをしなければならないと理解するが、熱心な養母の意見に同調しがちで対応に一貫性がもてない。

② 保護者の子どもへの理解、愛着の課題の理解

食事のルールを押し付けられ、できなかった時には体罰を含む罰を与えたことに、本児は苛立ちと孤独感、恐怖を感じていたことを説明され、父母は驚いている。親子相互の関係で本児の問題行動が起きているという理解はできていない。

③ 保護者の子どもの発達課題の理解、気持ちの理解

今までの養育方法が本児に伝わっていないこと、親の思いは子どもに理解されず、本児が疎外感を抱き、関係性の溝を埋めることができない状況になっていると説明を受け驚くが、生活場面で子どもと親の受け止めが異なっているこ

とを理解することはできない。

④ 親子関係修復のための養育姿勢の変化

一回失敗したが、これで今までやってきたことを無駄にせず、あきらめたくない養母が意思を強く主張する。暴力は不適切と認識したが、食に関する基本的姿勢は変わらない。

⑤ 親子面会に対する子どもの気持ちの理解

親子面会は、分離されていた親子が今までの関係性を見直したうえで、今後安心した生活が送れるかなど面会の中で確認し、一緒に暮らすことができるかを感じ取る大事な場面である。本児は両親との面会に緊張をして臨んだが、両親は本児の緊張感を感じとれた様子もなく、本児と今まで何事もなかったように、和気あいあいと親子面会を行い終了する。親子の面会に同席したものは、これまでの深刻なこじれた関係性があったにもかかわらず、喜び合うような面会に違和感を持つ。

(8) 家庭引き取りを決定した理由

精神的に不安定な養母とそれから守ることができない父が、養育していくことは、子どもの健全な成長にとって不適切さがある。しかし事情を知った養母方祖母が本児の味方する支援者として同居し、養育に協力すると申し出る。家族一緒に暮らしていくために祖母が中心になり、養母が本児の養育に関わらない養育方針を考え、実現性と本児の感じる安心を検討し、家庭引き取りを判断する。

(9) 家庭引き取り後の要保護児童対策地域協議会

① 保護者への支援体制

児童相談所のケースとして、面接や家庭訪問を行い、本児と両親の認識のずれの確認や、生活状況の変化、母の精神状況の把握などを確認し、家庭生活が安定するよう支援する。

・要保護児童対策地域協議会が今まで通り虐待の恐れのある家庭として、家庭の動きの把握や必要な相談関係を築き、家庭の変化やその他地域での情報を収集し、各機関と連携しながら家

庭を見守り、その情報共有を行う。

② 児童への支援体制

・児童相談所への通所や家庭訪問で、安全な生活状況の確認、本児が気持ちを適切に伝え、周りから理解されるような表現ができるよう支援していく。

(10) 家庭引き取り後の経過

養母方祖母の援助もあり、養母と距離をとった生活の中で、本児の安全は保たれていた。時折本児の行動を問題視する、養母の口出しは見られたが、祖母が間に入って調整をしていた。しかし次第に養母が、本児の言動に過敏に反応し、口出し、不適切な介入が始まり、本児の不安と緊張が増し食欲不振等不安定になっていった。家庭では養母の主張が強く修正が困難なため家族が巻き込まれ、祖母も調整が困難になる。父も祖母も家庭内で本児の安全を図ることの限界を自ら訴え、再保護となる。

3 事例1、2の考察

虐待をしてしまう保護者の支援を考えた場合、まず保護者自身が虐待をしている、不適切な養育をしているという認識を持つことができるかである。保護者は、この子の行動を良くしようと「しつけている」と主張し、虐待、不適切な養育であったと認識に至らない場合もある。また、保護者が精神的不調等で自身の感情コントロールができない状態や、その他、家族が抱えている問題（経済的な困窮、地域からの孤立、ひとり親、夫婦不和など）で家庭状況の不安定さで、子育てをしていくための余裕がなくなっている家族もある。さらに、親自身が自分自身の親との情緒的葛藤を抱え、気持ちの整理ができないまま子育てしている場合は、親族とのかかわりへの抵抗などから孤立傾向になり、子育て支援を受けることが困難になる。

虐待が起きてしまう背景、家族内での暴力等に至る困難さがどこにあるのか、保護者との面接や家庭訪問、児童との面接や行動の様子を確認し、虐待の起こる仕組みを整理し、解決に向けて取り組むことが支援である。

一時保護の目的の中には、このアセスメントを行い、家庭に復帰した後に虐待の再発を防ぐことができるかを判断することになる。そこでは、保護者の虐待についての認識やそのことで起こる子どもへの影響、子どもが暴力を受けたことをどう感じているか保護者が想像することができるか、虐待についての認識のあり方、今後の対応の変化が期待できるかを見極めることになる。子どもが安心して生活を送るために、保護者は児童相談所と協力し子どもの安全について考えていくことが求められる。保護者が、本来守ってくれるべき親からの暴力で傷ついた子どもの思いを感じ取り、尊重される存在として認識し、子どもを守る養育ができるよう支援を行う。

今回の事例は、どちらも一旦は一時保護後、家庭復帰した事例であり、両事例とも児童相談所と話し合い、子どもの安全を考えることに同意を示し進めてきたケースである。一つは、家庭復帰後、児童相談所の関わり等で安定した親子関係や家庭生活が継続したケース、もう一つは、家庭に対する支援を強化し家庭復帰としたが、子どもの安心が損なわれ、家庭支援に入った家族が疲弊し、家庭での生活が不安定、不調が現れ、再保護となり支援の検討を行わざるを得なくなったケースである。

二事例ともそれぞれ子どもを連れての再婚家庭である。再婚家庭の家族関係の不安定さ、親は新たに親役割を取ることに懸命になり、子どもも新しい家族との関係形成に緊張した生活であり、感情の行き違いが起きやすい。子どもは、新しい家族を受け入れる準備や心構えが必要な同居になり、転居や転校など大きなストレスがかかる状況に置かれている。親は役割を全うしようとし、子どもに今までの生活とは異なる急激な行動の変化を求め、改善しようと努力することが、子どもの緊張を生み出し、さらに親子の関係が悪化することにもなる。

事例1では、養父が「父親に早くなりたかった」と話すように、暴力を使い子どもの行動を親の期待通りに変えることが父親としての成果であるとの認識であった。またしつけの方法として、養父の成育歴から自分も受けてきた暴力を肯定

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

し、一方的な子どもへの暴力となり、子どもは何も言うことはできなかった。暴力で変わらない行動をさらに暴力で変えようとエスカレートさせていったものである。子どもにあざができるほどの暴力は、親側の持つ衝動性のコントロールの問題も存在すると考える。

養父の暴力を母は容認し、母もまた暴力によるしつけを行い、殴ってしつける養父を肯定してみていた。家族の中で暴力を止める制御機能が働かず、抑止が困難な状況になり、今回の一時保護で、養育方法は間違であると外部から指摘され、子どもとの関係を見直すきっかけになった。子どもに対する暴力に、母が子どもを守れなかったこと、子どもに我慢させてきたこと、子どもを傷つけたことの後悔など子ども側に立った思いの発言がある。母は再婚するまでは、子どもとともに暮らし、子どもの発達も丁寧に把握していた。子どもも母が好きと思っていた。

しかし養父との結婚で家族関係が変化し、母は精神的、経済的な支えとして養父との関係性を優先した。子どものしつけや行動に対し、新たな父親に対し役割も期待し、暴力によるしつけが始まり虐待につながっていった。両親は、子どもにけがをさせ安全ではなかったと暴力の不適切さを認識する。暴力を受け子どもが怖い思いをしたこと、子どもの発達特徴を説明され、本児のできないことを強制していたことを理解する。暴力に効果がないことも実感し、家族だけでなく児童相談所と連携しながら子育てを見直していく姿勢ができた。暴力容認から、子どもの視点に立ち、子どもの痛みを感じ取り、子どもの意思を尊重するかかわりを応援したかったことを思い出し、今後の養育に努力する姿勢を見せる。

家庭復帰してからの安全を図る在宅での養育支援を考え、子どもの状況や保護者の家庭での関わり方について、家庭復帰後も継続的に児童相談所が中心になり本家庭に養育支援やモニター機能を使いながら、地域や関係機関の連携の中で支援を継続し、虐待の再発が起きないような支援体制を作り、家庭生活の見守りを行い、その後再発の情報は入ってこない。

事例2では、児童に発達上の特徴があり、その特徴を理解することができず不適切な養育をエスカレートさせた虐待事例である。学校における集団適応に問題はないと評価されているにもかかわらず、家庭内のみで問題行動がみられ、家庭内の関わり方に課題があると考えられる。

本児は幼児期に実母と死別しており、母親との死別は子どもにとっては大きな喪失体験であるが、養育を父方祖母に任せ、父は本児と関わりが少なく、親子の情緒的な関わりが乏しい中で育っている。唯一本児の食の細さを問題とせず、養育してくれた父方祖母とも、親の都合で分離しており、本児は「急に引っ越したからびっくりした」と、本児の受け止めに関わらず、進めていた経緯がある。父の再婚による家族の変化を子どもが受け止めきれず新たな家族に対する心理的抵抗が大きくなっている可能性もある。

また養母の精神的な不調が根底にあり、養母は些細なことに反応しやすく、自分の思うとおりに子どもをしつけることにこだわり、本児の反発を認めず関わり、虐待としての暴力がエスカレートしていった。さらに父が、養母の熱心な養育態度を肯定し、養母の要請に応じて対応を取り、本児の意向は無視され、両親による虐待状況になっていった。養母は今回のことを本児が将来困らないようにしつけていると虐待を受け止めず、児童相談所との話し合いに主張が認められないと不安定になり、感情がコントロールできなくなる。話し合いは父を中心に進められた。父も話の中では、暴力を反省するが、養母との関係の中で母の考えに同調し、子どもの安全を守る親として本児の味方ではなかった。

本事例は、養母が本児のためにしつけは必要だったと、養母の感情の大きな変化や現実的ではないこだわりに起因した面もあり、本児と養母の関係の修復を図ることは時間が必要であると考えられた。暴力はいけなかったと認識ができ、今後の養育で虐待を防ぐ努力をすると父母の申し出もあり、親子面会を実施し親子関係の修復の可能性を探ることになった。父母は、養母自身が養育に関わらない形で家庭養育を希望し、本児の味方として養母方祖母が家庭に入ることを安心材料とし家庭復帰を決定した。しか

し養母の関わりと本児の関係は短期間では改善できず、虐待が再発し、支援に入った祖母や虐待について認識をしたと思われた父も防ぐことができない状況になった。

子どもへの虐待行為の背景にある親自身の心理的・精神的課題への支援が必要である。その中で子どもに対する虐待が不適切な行為であるという認識、自分の行動が子どもの問題行動につながる反応を引き起こし悪循環が起きていると認識が持てる保護者は、虐待を見つめなおし改善に向けて児童相談所と一緒に解決に向けて考えていくことができると考えられる。

虐待は大人である親が、一方的に子どもを暴力で支配していくことにもなるが、親自身が一時保護を通して支援を受けながら親と子供の関係性を見直し、虐待による子どもの傷つきや思いを、自分と異なる存在として、感情があることを理解し、子どもの視点に立った見方、受け止める姿勢を持つことが重要なことである。

保護者に対する支援も、時間をかけて保護者が自分の課題に気づき、解決をしようとする限り有効には働かない。これは親を支える支援体制を、保護者の状態に応じ、継続的に関わらなければ解決できないと思われる。

4 事例へのコメント

事例には二つの視点がある。ひとつは、パースペクティブな視点である。つまり、今起こっている虐待への見立てをし、子どもの状態、保護者の認識の変化そして取り巻く社会資源等を踏まえて、将来の適応状況を予測するというもので、専門性の力量が問われることになる。もうひとつはレトロスペクティブな視点である。つまり、支援を過去にさかのぼって検証していくことである。これに関してはその時点での結果(ここでの場合であれば、虐待が行われているか否か)をもとにした振り返りである。そして、専門性を培う唯一の手法がこのレトロスペクティブな視点で、取り扱った事例を点検し、次の新たな事例への支援に反映していくことである。本稿は、このレトロスペクティブな視点のものである。

最初に本稿の「被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて」に対して、事例提案者の考察で以下の様に記載している。そのことを切り口に進めることにしたい。

虐待をしてしまう保護者の支援を考えた場合、まず保護者自身が虐待をしている、不適切な養育をしているという認識を持つことができるかである。保護者は、この子の行動を良くしようとして「しつけている」と主張し、(後略)

虐待児支援に当たって、念頭に置かなければならないことは、“保護者は、言い訳でなく、子どもの行動を良くしようと思って、しかもそのやり方が一番いい、若しくはそれしかないと思っている”ことである。それゆえ、その行為を不適切と言われても、なかなか自分の中に受け入れることが出来ないことが多い。言葉を換えれば、保護者からすれば子どもの最善の利益を図っている、のである。そのような保護者に対して、行為そのものの適否に関しては当の保護者以外であれば、誰でも常識の範囲で言えることである。しかし、それだけに終始するのは、本稿の「支援者と保護者の共同関係の構築」につながらないことが多い。本稿のねらいである“共同関係の構築”するために、ふたつのことが必要になる。ひとつ目として、支援者が、虐待生起の見立て(因果関係)を的確にたてることである。ふたつ目として、支援者が保護者と関わっていく中で、保護者自身が支援者が抱えている因果関係に着目する(気づく)ようになることである。以下、この視点でコメントしたい。

(1) 見立てについて

児童相談所は、いろいろな相談機関がある中で特殊な機能を持ったところである。ひとつは相談機能、ふたつ目は一時保護機能、三つ目は措置機能である。この相談機能や一時保護機能を駆使して、子どもや家族への支援に際して診断を行っている。診断には社会診断(家族の状況、生育歴などの子どもの状況、経済状態、学校等での適応状況等)、心理診断(子どもの内

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

的状況の把握)そして行動診断(虐待の場合であれば、保護者が訴える子どもの問題行動への対応等)があり、それらを踏まえて見立て(保護者がなぜ子どもに対して不適切な行為をしまうのかというメカニズム)をたてる必要がある。見立ては、あくまでも支援者が念頭に置くことであり、そのことを保護者に突き付けても反論されることは必至である。

事例1は、「子どもが親の期待する年齢相応の行動がとれない」ことへのしつけとして、「叩くなどの力による行動修正」をしたものである。その子どもの行動に対して、事例の中では、注意欠陥多動性障害(以下、ADHDと言う。)や愛着の問題と言う言葉が使用されているものの明確な見立てが見当たらない。詳細な生育歴を見ないと断定は出来ないが、子ども側の要因はADHDであり、保護者側の要因は、前夫とのストレスフルな生活の相互作用の結果、子どもへ叱責等が多くなったことが推測される。

多くの場合、支援者が見立てを話しても保護者は受け入れがたい話である。しかし、支援者は、保護者自身が自分の力で、そして自分の言葉で今起こっていることの見立てをたてる事が出来るようになる前に、まずは支援者が様々な診断結果を踏まえて、見立てをたてるが必要不可欠となる。

なお、事例1の記述の中に、養父が子どもとの関わりの中で腹が立つと、家を出る(近所を散策する程度)という記載がなされている。これは消極的タイムアウトと言う技法で、養父はもともとそれなりに自分の気持ちを統制する力を持っており、家族そのものの復元力を支援者は関わりの中で感じていたことも子どもを家庭に戻す一要因として働いたのかもしれない。

事例2に関しては、詳細な生育歴(母との別れの年齢、父が再婚するまでの養育者が誰なのか、再婚するまでの間、今回子どもの問題行動とされた行動の有無)が不明なので見立てを推測することは困難であるが、事例を読む限りでは、父親が養母を迎え入れるにあたって子どもにきちんと説明をしていないことがうかがわれる。その結果、子ども自身は端から養母を家族

の一員として受け入れ難かったことがうかがわれる。

一方養母はというと、自分が受け入れ難く思われている、若しくはいち早く子どもと関わりを持ちアットホームな家庭を築きたいという気持ちから着目したのが、手っ取り早い食事であったと思われる。つまり、“本児が食事に時間がかかる、こだわりや食の細さがある、やせ気味であることから、食事を摂らせ標準体形に近づけなければ”と思い、関わることで子どもとの溝が埋まることを期待したが、結果は養母の思うとおりに行かず、力づくでの対応となったことが推測できる。

この事例2では、頑なさを強く感じる子どもでもある。それだけに養母が子どもと心のベルトを掛けようとして投入したエネルギーは並大抵のものではなかったと思われる。それだけに養母へのアプローチは困難を極めてと思われる。この事例の中では実父の動きが読めないが、キーパーソンは実父だと思われる。そこで、支援者は様々な状況を踏まえて見立てをたてて、実父との関わりを深めていくことが必要であると思われる。

(2) 保護者との共同構築関係の構築(事例1、2共通)

叩くなどの子どもが苦痛を覚えるような対応は不適切であることは、明確に伝えることは基本である。

それを伝えていくことで、保護者が自分の採った行動を改めようとするかもしれない。しかし、保護者の採った行動は、それが一番最善(若しくは、その方法しかないので仕方なく)と思って行っていることも多い。それをリセットするのは容易なことではない。

行動を容認することは出来ないが、そうせざるを得ない保護者の気持ちをじっくりと聴くことから支援を始めたい。支援する側は見立て(虐待が起こるメカニズム)を描いていたとしても、それを保護者に提示したときには、保護者によっては子どもを返してもらえらるなら聞き入れようと、仮性的に受け入れることもあるかもしれない。しかし、それなりに自分の経験を踏

まえて、子どもにとって良かれと思って行ったことなので、受け入れることが出来ないことが多いと思われる。

支援する側は、見立てなどの専門的な知見を念頭に置きつつも、保護者の言い分(つらい思いなど)をしっかりと聴き入れる必要がある。言葉を換えれば、バイステックの“支援者は自分の気持ちを制御して、保護者には意図的な感情を表出してもらい、それを受けとめる”という事になる。保護者は、自分たちの思いが受けとめられたと感じたときに、支援者が抱いている見立てを自分のものとして言葉に出来るのであろう。

そうなった時に子どもの示す行動に対して、一時保護中に保育士等が取り組んだ具体的な提示をし(例えば、ペアレント トレーニングなど)、適切な関わりを伝えていくことも必要であり、親子訓練室のような設備があれば、そこを活用して実際に体験し、保護者支援を展開することもいいと思われる。

さらに今回の虐待事例の様に頭部等の怪我などの重篤性を鑑みて一時保護となった事例は、児童相談所の処遇決定会議等で家庭引き取りと判断する前に、(3)児童福祉審議会の児童処遇部会へ処遇の諮問をし、児童相談所の処遇の透明性、客観性、専門性を担保することが必要不可欠である。以下はその内容である。

(3)児童福祉審議会の部会活用(事例1,2 共通)

50年ぶりに児童福祉法が改正されたときに、児童福祉法第27条に児童福祉審議会への意見聴取が新たに盛り込まれた。その内容は、措置の解除、変更等の際には児童福祉審議会の意見を聞かなければならないというものである。その当時、私は児童家庭課に籍を置いていた関係で、児童相談所へ指示したことは、条文の内容以外に“児童相談所と保護者の意見が不一致の時”、“専門的知見を得たい時に意見聴取する”というものであった。そのことは、児童相談所の処遇を可視化し、客観性を図り、専門的に支援をして貰うというものであった。ここで提示された事例に関しては、この児童処遇

部会を活用したかどうかは不明であるが、聴取していないとすればそれはある意味で不作為となる。また、聴取したとするなら事例1, 2共に見立ての曖昧さが指摘され、その後の様々な支援の際の一助になっていると思われるし、事例2については、家庭引き取りに関しての疑義が出されたはずである。

特に、虐待等で一時保護した場合は、その処遇に関しては、児童福祉審議会(児童処遇部会)の意見を聴取し、さらには結果説明が出来るようにする必要がある。

また、児童相談所と保護者の共同関係が構築され、家庭引き取りさせても継続的な支援が必要になることが多い。児童相談所のみでの支援には限界があり、そこで力を発揮するのが市町村が主になって設置している要保護児童対策地域協議会(以下、要対協と言う。)である。ここでは市町村の調整のもとに様々な機関(者)とチームを編成し、児童相談所から市町村へ重心を移し、展開することが大切になってくる。以下はその内容である。

(4)要保護児童対策協議会の活用(事例1、2 共通)

多くの市町村では、個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議という三層構造からなる要対協が設置され、子どもの支援を重層的に行っている。

事例2においては一時保護後に、再保護となり施設入所となっているが、それとは別に事例1、2共に保護者に家庭引き取りさせた経緯がある。その為か、事例の展開は、家庭引き取り後の主導も児童相談所が前面に出ており、当該の市町村の役割の影が薄くなっている。

家庭引き取り後の主担当部署は、事例の内容によって流動的に決定されていくことになるが、その全体を統括するのは、要対協を所掌している市町村である。この事例を見る限りでは、市町村の要対協の機能が平板な印象をぬぐい切れない。今後、要対協をさらに充実させ、虐待等の支援をより実効性のあるものにしていく必要があると思われる。ここでは、今回の事例を

被虐待児の保護者との共同関係構築に向けて

踏まえて要対協の取り組み例示として、①児童相談所の処遇方針を明確にするところから⑦家庭引き取り後の支援展開までの一連の流れを列挙してみた。

- ① 児童相談所内部で処遇の方針を定め、児童処遇部会の意見を聴取し、児童相談所で方針を決定する。
- ② 当該市町村に要対協の個別ケース検討会議の要請をする。
- ③ 当該市町村は、当該事例を踏まえて、個別ケース検討会議の構成機関(者)を決定する。

今回の事例では、児童相談所と市町村の二者間での継続支援が展開されているが、ここは、当該の市町村は、子どもが通う学校を組み込むことは必要不可欠であると判断しなければ、総括している位置づけが希薄と言える。学校を組み込むというのは、教育委員会が県下の小中学校にスクールカウンセラーを配置しており、その活用を意味している。それを受けて、児童相談所は家庭引き取りさせる前段で、保護者に関係機関で支援をしていくことを伝えたいうえで、保護者から学校長へスクールカウンセラーによる支援を申し出るような働きかけをすることが求められる。そのうえで、児童相談所、市担当課職員、学校(担任、カウンセラー)と情報共有をし、支援が展開され、そしてその支援が適切に展開しているかを市町村が把握し、調整・連絡するという機能が要保護児童対策協議会に求められることになる。

今回の事例の中で、当該の市町村は支援展開に際して、民生児童委員、主任児童委員、子育て支援センターなど多様な社会資源を念頭に置くことが必要で、事例を支援するにあたってより効果的な支援が展開するための構成機関をテーブルに載せておくことは言うまでもないことである。

そういう意味で、市町村の担当課並びに職員は児童相談所と同等の、もしくはそれ以上の力量を求められることになり、それ

なくしてはこの要対協は十分な機能をしないことになる。

- ④ 児童相談所は、保護者に家庭引き取り後に関しては、③で特定された関係機関で支援することを告知する。
- ⑤ 個別ケース検討会議開催し、役割を分担する。
この段階では、市町村は児童相談所の事例の見立てを関係者に周知し、支援方法を明確にし、共通理解のもとに支援が展開出来るようにする必要がある。また、次回の支援評価のためのおおよその時期を設定する。
- ⑥ 家庭引き取り
- ⑦ 要対協の構成機関による支援展開

(5) まとめ

今回提示された二事例について、虐待という事を指標にすれば、事例1は収まっており、事例2はそうはならなかったと言える。しかし事例1において、子どもの養育に当たって支援者と保護者間の共同関係が構築されたかどうかは不確かである。ではなぜ、指標としての虐待が家庭引き取り後に収まっているかというと、保護者の自己改善力の多寡が作用していると思われる。と言うのは事例提出者の最初の原稿では「事例1 再保護を、行わず家族で調整できた事例」となっていたからである。これも大事な要素であるが、保護者の自己改善力の多寡に関係なく、支援者が抱いた見立てとは別に、保護者自身の言葉で支援者と同様の見立てが出来る(便宜的因果関係)ようになった時に、はじめて支援者と保護者の共同関係が構築され、安定した養育につながっていくと思われる。その為に、支援者が保護者の止むに止まらずにとった行動への気持ちをしっかりと受け止めることが先決である。

事例2は、支援者と保護者の共同関係が未構築のまま、義母方祖父母が養育を支援することで家庭引き取りをさせた事例である。この祖父母が義母の不適切な行為を抑止するためには、祖父母が、先に述べた便宜的因果関係を覚知しているという事が大前提である。それが整わない状況での家庭引き取りは無謀のひと言である

う。この事例でも事例1と同様に支援者は、父、養母の思いを受け止めていく中で、父、養母が子どもに対して必要なことに気づくようになることであろう。そこから子どもの養育に対して、支援者と保護者の共同関係が出来てくるのである。

この事例2では、一時保護と言う短期間の中でそこまでたどり着くことは困難である。そのために、保護者支援は、生活する場を児童養護施設等（子どもには十分に説明をしたうえで）に移し、施設のファミリーソーシャルワーカー等に保護者支援を委ねること、さらに地区の要対協（個別ケース検討会議、実務者会議等）へファミリーソーシャルワーカー等の出席を求め、進捗状況等の情報共有を図っていくことが必要になると思われる。

参考文献

- 1) 安倍 計彦編著 「ストップ・ザ・児童虐待 一発見後の援助一」 ぎょうせい 2001年 P61～74
- 2) 加藤 曜子 要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シートマニュアル（改訂版）在宅アセスメント研究会 2007年 P1～17
- 3) 児童虐待防止対策支援・治療研究会編 「子ども・家族への支援・治療をするために一虐待を受けた子どもとその家族と向き合うあなたへ一」 日本児童福祉協会 2001年 P12～52
- 4) 千葉県社会福祉協議会 「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」 2008年 P7～89
- 5) 藤岡 孝志 教育と医学 「アタッチメントの視点から見た子どもの虐待予防」 慶應義塾大学出版 P72～81
- 6) 松崎 佳子 教育と医学 「社会的養護におけるアタッチメントの問題」 慶應義塾大学出版 2016 P54～61
- 7) 山縣 文治 ソーシャルワーク研究 「子ども家庭の抱える課題とソーシャルワ

- ク」 相川書房 2017年 P5～15
- 8) 山縣 文治 都市問題 「子どもの虐待と福祉」 後藤・安田記念東京都市研究所 2017年 P34～41
- 9) 山本 恒雄 「児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究ー児童相談所における保護者支援の在り方に関する実証的研究」 日本子ども家庭総合研究所紀要 第50集（平成25年度） P35～51
- 10) 山本 恒雄 児童関連サービス調査研究事業報告書 「児童虐待相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、及びそれからの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークの在り方についての調査研究」 財団法人子ども未来財団 20013年 P1～54